

自立した主権者 をめざして

▶ ▶ ▶ Vol.54 「子どもの権利条約」から考える、私たちの人権感覚

KEYPOINT

- ・あなたは社会的な課題について日ごろ考えていますか？
- ・また、考えていることについてどんな活動をしていますか？

SUMMARY

「子どもの権利条約」は、子どもを守られる存在としてだけでなく、意見を持ち参加する権利の主体として位置づけています。日本では法律や計画は整備されてきましたが、声が実際の決定に反映されているとは言い切れません。子どもの声を聞く姿勢は、特定の人だけでなく、すべての人の人権を尊重する社会につながります。

お知らせ

機関紙「日本再生」1面論文について、構成や流れや受け止め方等をコメントする場を YouTube チャンネルで配信しています。毎月配信しますのでニュースと併せてご視聴ください。



子どもは「守られる存在」なのか、「権利の主体」なのか

子どもは「守られる存在」なのか、「権利の主体」なのか

「子どもの権利条約」という言葉を聞いたことはあっても、その内容を詳しく説明できる人は多くないかもしれません。この条約は 1989 年に国連で採択され、日本は 1994 年に批准しました。条約が示しているのは、子どもを単に守られる存在としてではなく、意見を持ち、それを表明する権利を持つ一人の人間、すなわち「権利の主体」として認めるという考え方です。

条約に示されている子どもの権利は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四つです。中でも「参加する権利」は、日本社会では十分に根付いているとは言えません。子どもは大人が決めたことに従う存在だ、という前提が、家庭や学校、地域のあらゆる場面に残っています。

たとえば学校の校則です。制服や髪型、持ち物のルールは、多くの場合、大人が決め、「子どもには判断できない」「混乱するから」という理由で、子どもの意見は最初から除外されます。しかし、自分に直接関わることについて意見を聞いてもらえない

い経験が重なると、子どもは「どうせ言っても無駄だ」と学んでしまいます。この「声を上げる前に諦める」構造こそ、子どもの権利条約が問題にしている点です。

日本は本当に「子どもの権利」を守っているのか

日本政府は、子どもの権利条約を批准して以降、法律や計画を整備してきました。近年では「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」という言葉も広く使われています。自治体でも子ども計画や子育て支援計画が策定され、文書の上では「子どもの意見を尊重する」ことが明記されるようになりました。

しかし、ここで立ち止まって考える必要があります。法律や計画ができたことで、子どもは本当に意見を言えるようになったのでしょうか。

形式的にアンケートを取る、会議の一部に参加させる、といった取り組みは増えましたが、実際の意思決定にどこまで反映されているかは、必ずしも見えてきません。「意見は聞いたが、決定は別」という構造が続く限り、参加する権利は形だけのものになってしまいます。

その背景には、日本に根強い人権観があります。日本では人権が「対等な権利」としてではなく、「配慮」や「保護」として語られがちです。「助けてあげる」「守ってあげる」という言葉は善意に基づいていますが、そこには無意識の上下関係が含まれています。決める側は常に大人で、子どもは配慮される側にとどまる。この関係性が変わらない限

り、どれほど立派な法律をとっても、社会の実感は変わりません。

「〇〇の人権」と言わなくていい社会を、市民の手で

この構造は、子どもだけの問題ではありません。

「女性の人権」「障害者の人権」「若者の権利」といった言葉が必要とされてきたのは、本来なら区別される必要のない人権が、現実には十分に守られてこなかつたからです。

では、「〇〇」とつかない「人権」とは、誰のものなのでしょうか。私たちが無意識に想定してきた「標準的な人」とは、大人で、健康で、経済的に自立している存在ではないでしょうか。その枠から外れる人々は、「配慮される側」「守られる側」とされ、意見を言う主体として扱われにくくなってきました。

子どもの権利条約が私たちに突きついているのは、「子どもをどう守るか」という問い合わせではありません。「誰の声を社会は当たり前に聴き、誰の声を後回しにしてきたのか」という、私たち自身の姿勢への問い合わせです。

法律や計画は必要です。しかし、それだけでは社会は変わりません。制度は、使われ、問い合わせてこそ意味を持ちます。現場で子どもの声が無視されていないか、形式だけの参加になっていないかを、市民が見つめ続けることが不可欠です。

その際に重要なのは、「正しい意見かどうか」「大人の考え方と一致しているか」で子どもの声を選別しないことです。意見が幼く見えたり、現実的でなかつたり

しても、そこには当事者としての実感や違和感が必ず含まれています。それを受け止め、対話を重ねること自体が、参加する権利を保障する行為だと言えるでしょう。

子どもの意見を聞くことは、時間も手間もかかります。非効率に感じることもあるでしょう。それでも、その過程を省略し続けてきた結果が、声を上げない子どもと、「どうせ変わらない」と感じる市民を生んできたのではないかでしょうか。

市民一人ひとりにできることは明確です。家庭で、地域で、学校で、子どもの声を「未熟なもの」と切り捨てず、一つの意見として受け止めること。決める前に、必ず「当事者はどう考えているか」を問うこと。その積み重ねこそが、「〇〇の人権」とわざわざ言わなくてもよい社会をつくります。

子どもを権利の主体として尊重する社会は、子どものためだけの社会ではありません。それは、すべての人が声を持ち、参加できる社会です。その第一歩は、私たち市民が、声の小さな存在の声を聞く覚悟を持つことから始まります。

文責 吉田理子

〈機関紙「日本再生」No.559 の内容〉

高市政権とどう対峙するか～ポピュリズムや排外主義を呼び寄せないために●3-6面/コラム/一灯照隅●7-11面/関西政経セミナー/財政、ポピュリズム、イノベーション/吉弘憲介・桃山学院大学教授●12-16面/囲む会/歴史修正主義と排外主義/倉橋耕平・創価大学准教授

一緒に
考えてほしいこと

・あなたの権利は守られていると思いますか？

【連絡先】「がんばろう、日本！国民協議会」埼玉読者会

住所：埼玉県越谷市大里 226-1 白川ひでつぐ事務所

担当：吉田理子

ganbarou.r.a.saitama@gmail.com

がんばろう、日本！HP 埼玉読者会 note



がんばろう、日本！国民協議会は、「国民主権の発展」「人づくり」「がんばる日本と日本人を回復する国民運動」「自由・民主」東アジアの社会的リーダー層のネットワーク構築および日米同盟の再定義」を目的として活動している団体です。機関紙「日本再生」および各種資料の発行や、例会、定例講演会などの開催、また国民的課題、地域的課題への取り組みなどを行っています。